

令和5年11月22日

建設緑政局関係議案資料 (その6)

議案第184号

川崎市と町田市が重複して路線を認定する道路の
管理の協議について

建設緑政局

議案184号

川崎市と町田市が重複して路線を認定する道路の管理の協議について

1 管理の方法

川崎市と町田市が重複して路線を認定する道路の管理の方法については、本市及び町田市の両市議会の議決を経て協議を行い、成立した協議の内容について両市で管理協定を締結し、公示する。

管理の方法については、次のとおり町田市と協議を行い、協定締結後、協定に基づき両市で管理を行う。

管理区域	管理区分		収入
	道路の維持、修繕及び災害復旧	許認可等	
鶴見川橋梁部	町田市	町田市	町田市
鶴見川橋梁部 以外	町田市 (管理期間) 鶴川駅南土地区画整理事業に伴い町田市が行う重複認定道路（鶴川駅南口アクセス道路）の改築完了後の供用開始翌日から起算して2年が経過する日が属する年度の末日まで	川崎市	川崎市
	川崎市 (管理期間) 町田市の管理期間終了日の翌日以降		

※管理にかかる費用については、管理区分に基づき管理を行うものが負担

2 関係法令

道路法(昭和27年6月10日号外法律第180号)抜粋

(市町村道の管理)

第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

2 第八条第三項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合においては、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合には、その重複する部分の道路の管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない。

(省略)

5 第二項但書の規定による関係市町村長の協議が成立した場合(前項の規定により関係市町村長の協議が成立したものとみなされる場合を含む。)においては、関係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。